

給与支払報告書 特別徴収にかかるとる給与所得者異動届出書

※1 個人番号又は法人番号（法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号）を記載してください。

[1] 異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日		所在地	〒		法人番号 ※1		特別徴収義務者 指定番号	
(宛先) 永平寺町長		名称					宛名番号	
給与支払者 (特別徴収義務者)							係	
フリガナ		フリガナ		連担 先者		氏名		
氏名		(旧姓)		電話 () -				
現住所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)						
電話 () -								

給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	中段[2]に続く ※死亡退職の場合は普通徴収の方法を選んでください。
個人番号※1	円	月分から 月分まで 円	円		1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職・長休 4. 産休・育休 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	A. 一括徴収 (ウ)の額を退職者から全額徴収して納入。 1月以降は必須 B. 普通徴収 (ウ)の額を退職者本人が納付書で納付 C. 特別徴収継続	後日、永平寺町より、本人あてに納税通知書を送付しますので、その旨を本人にお知らせください。

[2] 一括徴収をする場合

一括徴収の理由 (下記を選択し、本人の申出の際は、異動者印押印のこと)	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計 上記(ウ)の金額	退職者の徴収税額については、一括徴収の方法にご協力ください。
<input type="checkbox"/> 異動が12月31日までで、本人の申出があったため <input type="checkbox"/> 異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		円	円	円	
注意事項		一括徴収した税額は、		1月1日以後退職時までの給与支払額	
● 12月31日までの退職者については、本人の同意を得て、5月分までの残額を一括徴収してください。(異動者印必要) ● 1月1日から4月30日までの退職は一括徴収することが義務づけられています。(異動者印必要なし)		月分で納入します。 (月 日納期限)		控除社会保険料額	円

[3] 転勤等による特別徴収届出書

(転勤等により引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先で下記欄を記入し、永平寺町に送付してください。)

月割額	所在地	法人番号 ※1	
円を	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号	
<input type="checkbox"/> 月分から (月 日納期限)	名称	係	
徴収し納入します。	受給者番号 (事業所での任意の番号)	フリガナ	
	送付先住所	氏名	
	〒	電話 () -	

※市町村記入欄

個人コード				賦課年度
				1 R 7
				2 R 8
月割	期割			3
済月	開始	済期	開始	4
メモ	無			

※複写してご使用ください。